

即時決済信用取引に関する確認書

私は、次の内容を承諾し、私の判断と責任において即時決済信用取引を行います。

1. 即時決済信用取引に関しては、原則として、「ネットストック信用取引規程」及び「即時決済取引に関する説明書兼同意書」が適用されるが、「即時決済信用取引に関する確認書」（以下、「本確認書」）と「ネットストック信用取引規程」を含むそれ以外の信用取引に係る規程等との間に齟齬がある場合、本確認書に規定する事項が優先して適用されること。
2. 即時決済信用取引を行うにあたっては、あらかじめ本確認書および貴社が定める「即時決済取引ルール」および「即時決済信用取引ルール」（以下「取引ルール」）の全ての事項について十分に理解し、同意すること。
3. 即時決済信用取引は貴社からの自己融資または株式の貸借により行うものであり、貴社の保有する資金または株式の残高の状態により、新規建注文および即時決済による決済注文（現引・現渡しを含む、以下同じ）の受付が停止される場合があること。また、受付済の注文が失効となる場合があること。
4. 即時決済信用取引の建玉を、制度信用取引や無期限信用取引の建玉に変更できないこと。また、制度信用取引および無期限信用取引の建玉を即時決済信用取引の建玉に変更できないこと。
5. 即時決済信用取引ができる銘柄は、即時決済現物取引のできる銘柄のうち、貴社の指定する銘柄に限られること。
6. 制度信用取引及び無期限信用取引の建玉は、即時決済信用取引口座開設後も、即時決済による決済ができないこと。
7. 即時決済信用取引の建玉について、貴社は、弁済期限（信用期日）にかかわらず、即時決済による決済が可能な期間を制限できること。この場合、貴社は、当該期間超過以降、弁済期限（信用期日）までの間、取引所立会市場での決済注文のみ受け付けるとともに、即時決済による決済が可能な期間と異なる金利、貸株料および品貸料を徴求できること。
8. 受渡済みの現金および代用有価証券のみ、即時決済信用取引の委託保証金として利用できること。

9. 委託保証金率は、制度信用取引及び無期限信用取引の建玉と合算して計算されること。
10. 即時決済信用取引における建玉の評価は、即時決済取引の執行取引所である大阪証券取引所、採用価格の基準取引所である東京証券取引所のそれぞれの立会市場における取引の最終値段に基づき、買建玉の場合はいずれか低い方、売建玉の場合はいずれか高い方でそれぞれ計算されること。
11. 即時決済により建玉を決済したことで発生した不足金については、当該決済時点で貴社に対する不足金発生額の支払義務が生じており、入金等によりすみやかにこれを解消させること。貴社が定める所定の時限までに当該不足金が解消しない場合、ネットストック信用取引口座設定約諾書の定めに基づき、当社の任意で制度信用取引、無期限信用取引を含む建玉の決済および代用有価証券等の売却を行うこと。
12. 即時決済信用取引における信用新規注文について、執行条件として執行市場変更条件を選択することにより、当該注文が主市場の立会市場に取次がれ、約定した場合、その建玉は無期限信用取引の建玉となること。
13. 権利落ち日から権利確定日までの期間は、即時決済による建玉の決済を行うことができず、決済方法が取引所立会市場での決済に限られること。

以上

平成 23 年 9 月